平成２１年（フ）第１０６４号
愛知県海部郡甚目寺町大字甚目寺字須原５番地の１
破産者　信田　庸由
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４２０号
兵庫県姫路市土山２丁目１番12号
破産者　黒田　　豊
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２００号
兵庫県姫路市安富町安志261番地
破産者　成影登美男
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第２１３９号
神奈川県茅ヶ崎市高田４丁目８番29号
破産者　細谷美智子
１　決定年月日　平成22年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第７７４号
神奈川県平塚市徳延593番地の２
破産者　小屋原　一
１　決定年月日　平成22年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第３３号
富山県魚津市観音堂1648番地１
破産者　谷口　成雄
１　決定年月日　平成22年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２０年（フ）第３４５号
山口県防府市大字植松1556番地の２
破産者　中本　禮子
１　決定年月日　平成22年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９８号
山口市大内御堀3141番地８
破産者　杉山　直道
１　決定年月日　平成22年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１９３号
埼玉県入間市大字下藤沢127番地28
破産者　今井　兼徳
１　破産債権の届出期間　平成22年３月２日まで
２　一般調査期日　平成22年３月24日午後１時30分
平成22年２月２日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１５８９号
堺市南区城山台２丁３番12―107号、開始決定時の住所大阪府大阪狭山市今熊７丁目189番地の１　Ｃ―1210号室
破産者　辻　　幹也
１　破産債権の届出期間　平成22年３月５日まで
２　一般調査期日　平成22年４月12日午前10時30分
平成22年２月１日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４０号
長崎県諫早市小長井町牧216番地
破産者　有限会社東川商工
１　破産債権の届出期間　平成22年３月５日まで
２　一般調査期日　平成22年４月21日午後４時
平成22年２月３日
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第８２６号
大阪府泉佐野市鶴原964番地の17
破産者　有限会社ミナミ繊維
１　破産債権の届出期間　平成22年３月10日まで
２　一般調査期日　平成22年４月20日午後１時30分
平成22年２月４日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５３３号
北海道留萌市高砂町３丁目３番21号
破産者　佐藤　留男
１　破産債権の届出期間　平成22年３月26日まで
２　一般調査期日　平成22年４月22日午後３時
平成22年２月４日　　旭川地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第３６１号
愛知県碧南市中山町５丁目15番地２、開始決定時の住所愛知県碧南市住吉町２丁目48番地
破産者　板倉　勝宏
１　期日　平成22年４月19日午後３時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年２月４日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成１９年（フ）第１００５号
愛媛県東温市下林甲2506番地３、開始決定時の住所愛媛県松山市久谷町甲85番地14
破産者　仙波　尚子
１　期日　平成22年５月17日午前10時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年２月４日　　松山地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第１４０号
山口県防府市泉町６番23号　広中アパート201号
破産者　星山実知夫こと　李　実知夫
異議申述期間　平成22年３月４日まで
平成22年２月３日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９４号
山口県下松市清瀬町３丁目15番27号
破産者　瀬戸内住宅設備こと　木村　敦志
異議申述期間　平成22年３月８日まで
平成22年２月４日　山口地方裁判所周南支部

債権調査の特別期日

平成１５年（フ）第１６７３号
宮崎県都城市早鈴町25街区１号
破産者　宝観光株式会社
特別期日　平成22年３月５日午前11時15分
平成22年２月１日　　宮崎地方裁判所民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２１４３０号
東京都中央区明石町１丁目７―1501、開始決定時の住所東京都港区西新橋３丁目15―８―1006
破産者　土井　良樹
免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
平成22年２月４日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２１１０号
東京都渋谷区千駄ヶ谷２丁目11番１号
清算株式会社　株式会社ヴィアンドエス
１　決定年月日　平成22年２月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部